別表 違	反行為	基準	日車等	
適用条項	事 項	初違反	再違反	備考
法第8条第1項	事業計画に定めるところに従う義務違反	法第9条第1項、第 等を適用	第3項の基準日車	
第2項	事業計画に従うべき命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤ アによる	
法第9条第1項 貨物自動車運送事業法施行規則(以 下「施行規則」という。)第2条第1項第 2号	事業計画変更認可違反 営業所の位置(運輸局長が指定する区域外に限る。)の違反 ① 営業所を区域外に設置 ② その他	20日車 10日車	40日車 20日車	
第3号、第4号	各営業所に配置する事業用自動車の種別違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	10日車 10日車	20日車 20日車	
第5号	自動車車庫の位置及び収容能力違反 ① 営業所との距離 ② 収容能力不足 ③ その他	20日車 20日車 10日車	40日車 40日車 20日車	
第6号	 乗務員等の休憩・睡眠施設の位置及び収容能力違反 ① 営業所・車庫との距離 ② 収容能カ不足 ③ その他 	10日車 10日車 警告	20日車 20日車 10日車	
第7号	特別積合せ貨物運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第8号	貨物自動車利用運送を行うか否かの違反	10日車	20日車	
第2項第1号	特別積合せ貨物運送に係る営業所及び荷扱所の位置(運輸局 長が指定する区域外に限る。)の違反	20日車	40日車	
第2号	特別積合せ事業者の営業所、荷扱所の積卸施設違反 ① 取扱能カ不足 ② その他	10日車 警告	20日車 10日車	
第4号	運行系統の違反	10日車	20日車	
第5号	運行系統ごとの運行日並びに最大及び最小の運行回数	10日車	20日車	
第3項第1号	貨物自動車利用運送に係る営業所の位置違反	10日車	20日車	
法第9条第3項前段 施行規則第6条第1項第1号、第2号	事業計画変更事前届出違反 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反	警告	10日車	
第3号	各営業所に配置する運行車の数違反	警告	10日車	
法第9条第3項後段 施行規則第7条第1項第1号	事業計画変更の事後届出違反 主たる事務所の名称及び位置の変更違反	警告	10日車	
第2号、第3号	営業所又は荷扱所の名称、位置(利用運送のみに係るもの及び 運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。)の変更違反	10日車	20日車	
第4号	業務の範囲、保管施設の概要、利用事業者の概要の変更違反	警告	10日車	
法第10条第1項	運送約款認可違反	20日車	40日車	
法第11条	運賃及び料金(個人を対象とするものに限る。)、運送約款等の 無掲示	警告	10日車	
法第12条第1項 施行規則第13条の3第3項	 運送契約締結時の書面交付義務違反 1 書面の交付 交付なし5件以下 交付なし6件以上15件以下 交付なし16件以上 2 記載事項等の不備 3 交付書面の写しの保存 一部保存なし 全て保存なし 	警告 10日車 20日車 警告 20日車 20日車	10日車 20日車 40日車 10日車 40日車	
法第14条第1項	安全管理規程の設定・届出違反 1 未設定	20日車	40日車	

別	夷
ᄭ	10

<u> </u>	反 行	為		準日車等	1
				<u>₽□₽寺</u>	備考
去第14条第2項 貨物自動車運送事業輸送安会 則(以下「安全規則」という。) 条の5	全規安全管理規程の基準適合違の	豆(規程が基準不適合)	10日車	20日車	
去第14条第3項	安全管理規程の変更命令違い	⊽	60日車	局長通達6(1)⑤-	イによる
去第14条第4項	安全統括管理者の選任違反		20日車	40日車	
^{去第14条第5項} 安全規則第2条の7	安全統括管理者の選任(解任 1 選任(解任)の未届出 2 虚偽の届出に係るもの	こ係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
去第14条第6項	安全統括管理者の意見に対す	する尊重義務違反	10日車	20日車	
去第14条第7項	安全統括管理者の解任命令運	韋反	60日車	局長通達6(1)⑤「	うによる
法第15条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違か 頁 1 必要な員数の運転者の確 2 必要な員数の特定自動通	崔保違反	警告 警告	10日車 10日車	
第3項	1 休憩・睡眠施設の整備違 2 休憩・睡眠施設の管理、船		30日車 警告	60日車 10日車	
第4項	 1 「貨物自動車運送事業の 間及び乗務時間に係る基準 365号。以下「勤務時間等 ① 設定不適切 ② 未設定 	隼」(平成13年国土交通省告:		10日車 20日車	
	 2 勤務時間等基準告示の選 ① 各事項の未遵守計5件 ② 各事項の未遵守計6件 	 中以下	警告 2日車×未遵守件	10日車 4日車×未遵守件数	
		キ以上 るものを除く。	出し、上記の基準日車 10日車 20日車		,基準日車等を
	13 到初时间守蓥平日小40、 間)	1日このほう建文(注1)のま	初初時「UU平	2004	
第5項	酒酔い・酒気帯び運行の業務		100日車	200日車	
第6項	1 疾病、疲労等のおそれの ① 未受診者1名 ② 未受診者2名 ③ 未受診者3名以上	ある運行の業務(注1)	警告 20日車 15日車×未受診者	10日車 40日車 数 30日車×未受診者数	
	 2 未受診者による健康起因 3 疾病・疲労等運行の業務 4 薬物等使用運行の業務 (注1) 		主3) 40日車 80日車 100日車	80日車 160日車 200日車	
	 (注1) 疾病のおそれのある運行の業 運行の業務に従事させることる (注2) 健康起因事故とは、当該運転 生じた重大事故等をいう。 (注3) 事業者が、当該運転者の事故 させていた場合、又は、健康記 要再検査や要精密検査、要治 ていた場合のいずれかに該当 なお、2を適用した運転者は、 	をいう。 者が脳疾患、心臓疾患及び意 (発生日から過去1年以内に活 診断受診結果に基づき、脳疾)療の所見があるにもかかわら した場合に適用する。	意識喪失を発症し、負傷 ま定の健康診断を受診 患、心臓疾患及び意識:	著者(当該運転者を除く させずに運行の業務1 喪失に関する疾病を疑	こ従事 延い、
第7項	交替運転者の配置違反 ① 未配置5件以下 ② 未配置6件以上		10日車 20日車	20日車 40日車	

		違		反		行	為		基準	日車等		/#	-	ŧ
適	用	条	項		事		項		初違反	再	違反	備	4	5
				<u>2</u> –	定事項不足 ·部運行系統未 ·運行系統未言				勧告 警告 10日車	警告 10日 20日				
				1 -	務基準遵守の ·部不適切 :部分不適切)指導及び監	告督違反		警告 10日車	10日 20日	•			
安全規則	則第3条	の2第1	項	特定自動	運行保安員の) 乗務等義務	务違反		警告	10日耳	車			
	第2	項		特定自動	運行貨物運送	のための体	\$ 制の整備違反		10日車	20日1	車			
	則第3条 送車両	の3 法(以下	「車両法」 第47条)	点検整備 整備不良 1 整備 たもの 2 不正	車両等 不良のもの(当 等、偶発的・9	当日の日常; 県発的なもの 夏度抑制装置	点検時以降に灯)及び4を除く。) 置又は速度制限		10日車 × 違反車両数 20日車 × 違反車両数					
					おける総量の		化物及び粒子物 関する特別措置		20日車×違反車両数	40日車	×違反車両劵	牧		
				4 ホイ- に類す	ールボルトの排		・ルナットの脱落 〔落事故が発生		20日車	40日車	I			
				を除く))関与が無く、事 車定員30人以.		食整備が確実に行れる。	われてい	いることの言	正明があっ	た場	ヨカ
(車両法	;第47条	e の2)		日常点検 ① 未 ② 未		合の車両の1 未満 以上15回5	1月の未実施回		警告 3日車×違反車両数 5日車×違反車両数	6日車>		τ		
(車両法	第50条	第1項)			者の選任違反 者選任なし	Ē			局長通達5(1)④	 及び6(1)④による	5		
(車両法	第50条	第2項)		整備管理	者に対する権	限付与義務	發達反		10日車	20日1	車			
(車両法	第52条	=)		① 選	者の選任(変) 任(変更)のオ (偽の届出に係	に係る			警告 40日車	10日 80日				
(車両法	第53条	E)		整備管理	者の解任命令	違反			40日車	80日1	車			
(車両法	第58条	第1項)		無車検運	行				60日車×違反車両数	120日耳	■×違反車両数	攵		
(車両法	第66条	第1項)		自動車検	査証の備付け	-			警告	10日車	I			
(車両法	第48条	ŧ)		1 定期点 (1台の ① 未 ② 未 3 未 2 12月	整備等の未実 転検整備等の 車両の1年間 に 実施2回 に 実施3回以上 引点検整備の の 車両につい	未実施(注1 の未実施回 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	数)	ミ施	警告 5日車×違反車両数 10日車×違反車両数 10日車×違反車両数 局長通達5(1)③	10日車 20日車 20日車	×違反車両数 ×違反車両数	攵		
				12月点 める。 (注2) 自動車 (注3)		期間が初回			2年の自動車にあ]の12月点検整備 			2月点検整	備を	: -
(車両法	第49条	ŧ)		1 未記載 枚の記 ① 未 2 記録 3 記録	3録簿) ⋮記載3枚以下 ⋮記載4枚 不適切 の改ざん・不§	間の定期点相 - - 	贪等を対象とし、 ■ ■期点検等を対		警告 3日車×違反車両数 警告 60日車		車			

違	反行	為		日車等	備考
適 用 条 項	事	項	初違反	再違反	川川 方
	1回につき1枚の記録簿) ① 保存なし3枚以下 ② 保存なし4枚		警告 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	
第3条の4	点検等のための施設の不備		警告	10日車	
第3条の5	整備管理者の研修受講義務違反		10日車	20日車	
5条第3項	過積載運送の引受け、指示等 1 過積載による運送の引受け ① 過積載の程度が5割未満のも ② 過積載の程度が5割以上10割 ③ 過積載の程度が10割以上の 2 過積載による運送を前提とした運 3 過積載による運送の指示	削未満のもの もの	20日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 60日車×違反車両数 20日車 40日車	
安全規則第4条	過積載運送防止の指導及び監督の怠	慢	10日車	20日車	
\$第15条第4項 安全規則第5条	その他輸送の安全を確保するための第 1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	遵守事項違反	警告 20日車	10日車 40日車	
安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の の怠慢	防止に係る指導及び監督	10日車	20日車	
第6条	自動車車庫の位置違反		10日車	20日車	
第7条第1項~第3項	点呼の実施違反(注1)(点呼が必要な 1 未実施(注2) ① 未実施19件以下 ② 未実施20件以上(注3) 2 不適切(注4)	€回数100回に対して)	警告 1日車×未実施件数	10日車 2日車×未実施件数	
	 1 一部実施不適切 2 全て実施不適切 3 飲酒運転防止に係る点呼実施義 (注1) 	務違反(注5)	警告 10日車 100日車	10日車 20日車 200日車	
	 (注2) 以下の場合は未実施とする。なお、) 等に係る点呼について明らかに実施し 省令に規定される点呼事項が全く 補助者の要件を満たしていない者: 運行管理者、補助者の自己による 対面によらず電話その他の方法で 運行の業務の開始前に点呼を行れ (注3) 局長通達5(1)②に該当するものを (注4) 以下の場合は不適切とする。なお、) 省令に規定される点呼事項のうち- 実施不適切(未実施を含む)である 全部である場合は「全て実施不適切 	たことを事業者が書面等に 実施されていない点呼 が実施した点呼 点呼 実施(運行上やむを得ない つず、業務の開始後に行った つず、業務の終了前に行った こ除く。 点呼実施の確認方法は(注: 一部が実施されていない点「 点呼が、点呼が必要な回数 の」とする。	こより証明した場合(場合を除く。)した点 こ点呼 2)と同様とする。 呼 (100回に対して一音	よこの限りではない 呼	o
	(注5) 酒酔い・酒気帯び運行が確認された 呼記録により事業者が証明した場合を		に係る点呼について	、明らかに実施され	いていることを.
第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注)		60日車	120日車	
	(注) 備えなしとは、アルコール検知器が	1器も備えられていない場合	合をいう。		
	アルコール検知器の常時有効保持義 (注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検 ②正常に作動しないアルコール検	知器により酒気帯びの有無			用する.
第5項	点呼の記録違反			·····································	11,00
	1 記録 ① 一部記録なし		警告	10日車	

違	反行為	基準	日車等	備	
適 用 条 項	事項	初違反	再違反	70用	_
	2 記載事項等の不備	警告	10日車		
	3 記録の改ざん・不実記載	60日車	120日車	1	
		## 4L		1	
	① 一部保存なし	警告	10日車	1	
	② 全て保存なし	30日車	60日車	1	
第8条	業務の記録違反			1	
31031	1 記録(30業務に対して)			1	
	 記録なし5件以下 	警告	10日車	1	
	② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)	10日車	20日車	1	
	③全て記録なし	30日車	60日車	1	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	1	
	3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存	60日車	120日車	1	
	1 一部保存なし	警告	10日車	1	
		30日車	60日車	l	
				1	
第9条	運行記録計による記録違反			1	
	1 記録(運行記録計による記録が必要な30業務に対して)			1	
		警告	10日車	1	
	② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。)	10日車	20日車	1	
	③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録	30日車 60日車	60日車 120日車	1	
	2 記録の改さん・小美記録 3 記録の保存	000早	120日平	1	
	① 一部保存なし	警告	10日車	1	
	2 全て保存なし	30日車	60日車	1	
				1	
第9条の2	事故の記録の違反			1	
		药生		1	
		警告 10日車	10日車	1	
	2 記録なし3件以上 2 記録事項の不備	10日車 警告	20日車 10日車	l	
	3 記録の保存義務違反	警告	10日車	1	
			104+	1	
第9条の3第1項~第3項	運行指示書			1	
	1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等			1	
	が必要な30運行に対して)	**** /1		l	
		警告	10日車	l	
	 ② 6件以上15件以下 ③ 16件以上 	10日車 20日車	20日車 40日車	l	
	2 記載事項等の不備	200平 警告	40日単 10日車	1	
		ÄЧ	104+	1	
第4項	運行指示書及び写しの保存義務違反	20日車	40日車	1	
笠0冬の5笠1 西	ᄬᆂᆂᆇᄷᅭᄹ			1	
第9条の5第1項	運転者等台帳 1 作成			1	
	(1) 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。)	警告	10日車	l	
	 ② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。) 	10日車	20日車	1	
	③ 全て作成なし	20日車	40日車	1	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	1	
				1	
		## 4		1	
第2項、第3項	運転者等台帳の保存義務違反	警告	10日車	1	
				1	
第9条の6第1項	 貨物軽自動車運転者等台帳			1	
カッ木のUカI頃	目初轻日勤单建粒日夺口恢 1 作成			1	
	① 5名以下作成なし(全て作成なしを除く。)	警告	10日車	1	
	② 6名以上作成なし(全て作成なしを除く。)	10日車	20日車	l	
	 ③ 全て作成なし □ 計畫 再符 (20 - 元 #) 	20日車	40日車	1	
	2 記載事項等の不備	警告	10日車	1	
第2項、第3項	貨物軽自動車運転者等台帳の保存義務違反	警告	10日車		
\$\$10 冬 \$\$175				1	
第10条第1項	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う」 指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。)			1	
	指導及び監督の指針](平成13年国工交通省告示第1300号。 以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監			1	
	督違反			1	
				1	
	1 「3」「4」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上で	擎生	10日直	1	
	 「3」「4」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) 	警告	10日車		

	違		反	行	為		基準	└□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	/#	*
適 用	条	項		事	項		初違反	再違反	備	考
			である場	合)						
					習義務違反(注1)		100日車	200日車		
					は容認に係るものを	除く。)が	初回	2回目		4回目以
				こ限る。(注2)(注			警告	10日車	20日車	40日
					所及び駐車禁止場所		初回	2回目以上	_	
			きない状態(他の道路交 酒酔い運転 帯び運転、	こする行為(以下「 通法の違反行為 、薬物等使用運動	E離れて直ちに運転す 放置駐車違反」とい (3の違反並びに救護 広、妨害運転、無免許 5除き、道路交通法通	う。)、その 義務違反、 運転、酒気	警告	10日車		
			に実施されて		認された場合。ただし 記録により事業者が記			国际上に関する指導	について、	明らカ
			条第3項の違んの の違反の 行ってい また、 するて、 するのを除 に文書 たたし、 Okm/h以	(同法第75条の2) 事実があった日1 ない営業所に係る 引法第22条の2第 を含む。)の規定 く。)のみがあった よる警告を行うも 大幅な最高速度 上)のものをいう。	5最高速度違反に係。 2第3項において準用 から過去3年以内に、 5ものにあっては、文 2項の規定に基づく意見聴取が 場合には、過去1年 場合には、過去1年 場合には、過速1年 のとする。 違反行為(超過速度) 以下同じ。)について 、再違反の基準を適	する場合をきました。 最高速度違い 高速度違い 高速のでは、 高速ので、 よう のにおいて が 30km/h以 、 道路交通 、 、 道路交通	含む。)の規定にま 反行為を理由とし を行うものとする ま第75条第3項(108条の34の規 て、同一営業所に 上(高速自動車 5、通知等(下命又	基づく意見聴取があ た行政処分又は文 。 同法第75条の2第 定に基づく通知(下 係る当該通知件数/ 副道及び自動車専用	った場合に :書による 3項におい 命又は容 が3件に達 1道路におい	には、そ 警告を って準月 忍に係場 した場 いては
			度違反行 等に当た ただし、	「為が確認され、ぷり り適用した回数の この場合、大型耳	目とした行政処分等を 欠の(ア)又は(イ)のいず)次の回数の基準日 ■両(最大積載量5ト3 まとして計算するもの	れかの基準 車数を適用し ノ以上又は車	に達した場合には 、て処分するものと	は、本処分量定によ ≤する。	り、先の行	政処分
			し、当	該営業所に100	最高速度違反行為の 台以上の事業用自動 よ、違反件数がその配	」車(被けんう	自動車の車両数	を除く。(イ)におい	て同じ。) た	
			だし、	当該営業所に10	大幅な最高速度違反 0台以上の事業用自 数に達した場合とする	動車が配置				
			③ 同一営業	所の取扱いにつ	いては、通達本文1(3)を準用す	3.			
			務違反、 る同法第 て、次の は、文書 また、 に救護義 除く。)の	酒酔い運転、薬物 75条第3項の規 ②による同法違反 による警告を行う 引法第75条第3項 誘違反、酒酔い近 みの場合にあって	ら駐停車違反、放置馬 の等使用運転、妨害週 定による意見聴取が を理由とした行政処 ものとする。 「の規定に基づく意見 重転、薬物等使用運動 には、過去1年以内に つ他」の区分ごととする	 転、無免許: あった場合、 分又は文書 聴取がなく、 x、妨害運転 おいて、同一 	運転、酒気帯び週 その違反の事実 による警告を行っ 同法第108条の 、無免許運転、濯・ ・営業所に係る当	「転、過労運転を除 があった日から過せ ていない営業所に低 34の規定に基づく 気帯び運転、過労 該通知件数が3件(く。以下同し 1年以内1 系るものに、 通知(3の) 運転に係る 「駐停車遺	じ。)に こおい あって 皇反並
			 記停車 日の翌日 車違反」、 する。たた 	違反、放置駐車遠 から起算して1年 「その他」の区分 ごし、当該営業所	違反その他の道路交流 以内に、同一営業所 ごととする。)に達しれ こ100台以上の事業 に達した場合とする。	通法の違反行 に係る同違 こ場合には、 用自動車が	う為を理由とした。 反行為件数の総称 本処分量定による	文書による警告又は 和が、10件(「駐停」 る2回目以上の基準	に 行政処分 車違反」、「 を適用する	放置馬 るもの。
					値路交通法の車両の 動車等の使用停止処			この基準の適用に	当たっては、	、当該
			④ 同一営業 (注4)	所の取扱いにつ	いては、通達本文1(3)を準用す	5.			
					長通達2(3)の「最高」 に処分するものとす		為(下命又は容認	に係るものは除く。)	その他の	別に定
			1 記録		係る記録の作成・保	存	#6 /I			
			ā · ·	録なし又は記録の 録なし又は記録の 等の不備			警告 40日車 警告	10日車 80日車 10日車		
			3 記録の改さ	ざん・不実記載			60日車	120日車		
第10	条第2項			こよる運転者に対 の実施状況(注)	する特別な指導及び	運転適性				

0.1	±
- 7511	70

	違		反	行		基準日車等				去	
適 月	1 条	項		事	項		初違反	再違	反	備	考
					示の実施状況が2分の	の1以上で 警	告	10日車			
			ある場合 ② 大部分7 である場	, 適切(指導監督台	告示の実施状況が2タ	うの1未満 1	0日車	20日車			
			2 運転適性診								
			① 受診な				告	10日車			
			<u>②</u> 受診な (注)	し2名以上			0日車	20日車			
					告示の実施状況が2;	分の1以上であ	る場合をいい、	 ②の大部分 	不適切は	、2分の)1未清
第1	0条第3項		特定自動運行	保安員に対する排	旨導監督義務違反	敬言	告	10日車			
			特定自動運行 [。] 保存 1 記録	保安員に対する排	旨導及び監督に係る 詞	記録の作成・					
				なし又は記録の・	ー部保存なし	藝	告	10日車			
				なし又は記録の	全部保存なし		0日車	80日車			
			2 記載事項 3 記録の改	寺の个傭 ざん・不実記載			告 0日車	10日車 120日車			
第1	0条第4項		非常信号用具	等の取扱指導違り		街	告	警告			
第1	0条第5項		基づき貨物自動 を行うために講	動車運送事業者か じるべき措置」(3	全規則第10条第5項 [《] 従業員に対して指導 平成18年国土交通省 る指導及び監督違反	及び監督	告	10日車			
第1	1条		異常気象時等	における措置違反	ž	螢	告	10日車			
第1	2条		安全の確保の	ための服務規律制	制定義務違反	謍	告	10日車			
第2	1条第1項、	.第2項	運行管理規程								
			 ① 不適切 ② 未制定 				告 0日車	10日車 40日車			
第2	2条		運行管理者に	対する指導及び監	皆違反(指導監督不言	適切) 1	0日車	20日車			
第2	3条第1項				記行管理者及び統括運	夏行管理者 2	0日車	40日車			
				削講習)受講義務: 者の講習受講義務			。 0日車	20日車			
5. 16条第1	тБ										
安全規則第		頁	運行管理者の	選任違反							
				数の不足				40日車			
			2 運行管	理者選任なし		后	B長通達5(1)⑤)及ひ6(1)(4 	りによる		
	第2項		統括運行管理	者の選任違反		2	0日車	40日車			
	第3項		補助者の要件	違反		誉	告	10日車			
法第16条第3	項										
安全規則第	19条			選任(解任)の未開		敬	告	10日市			
				₩任)の未届出に(届出に係るもの	糸るもの		『亡 0日車	10日車 80日車			
 生第20条第2				対する権限付与義	5.20 1 年 日		0日車	20日車			
5第20末第2	垻		理1]官理有[]	約9 の作取11子彩	成份连以	ľ	00早	200年			
第3	項		運行管理者の	助言に対する尊重	重義務違反	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	告	10日車			
法第21条			輸送の安全の	確保を阻害する行	う為の禁止違反	実	፪運送を行った■	↓ ■業者に適用	される		
法第22条				保の命令違反(注	.)	6	0日車	局長通達6	。 (1)⑤エ	による	
			(注) 局長通達6(⁻	1) ⑩及び⑪に該当	当するものを除く。						
法第23条			自動車事故報 [·] 1 未届出		る事故の届出違反	1	0日車	20日車			
			2 虚偽届				0日車 0日車	20日 <u>年</u> 120日車			
			1			1		1			

別表	反行為	基準	日車等	1 11
適 用 条 項	事項	初違反	再違反	備考
法第24条第2項	他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する際の書 面交付義務違反 1 書面の交付			
佐仁田司笠10名の7笠0万	 ・ ・ ・	警告 10日車 20日車 警告	10日車 20日車 40日車 10日車	
施行規則第13条の7第3項	① 一部保存なし ② 全て保存なし	警告 20日車	10日車 40日車	
法第24条の2第1項	 運送利用管理規程の作成・届出違反 1 未作成 2 届出に係るもの 	20日車 警告	40日車 10日車	
法第24条の2第2項	運送利用管理規程の必要事項設定違反(規程の内容不適切)	10日車	20日車	
法第24条の3第1項	運送利用管理者の選任違反	20日車	40日車	
法第24条の3第3項	運送利用管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日車 80日車	
法第24条の4第3項	運送利用管理者の意見に対する尊重義務違反	10日車	20日車	
法第24条の5第1項	 実運送体制管理簿の作成義務違反 1 実運送体制管理簿の作成 作成なし5件以下 作成なし6件以上15件以下 作成なし16件以上 2 記載事項等の不備 3 実運送体制管理簿の備え置き 一部備え置きなし 全て備え置きなし 	警告 10日車 20日車 警告 警告 20日車	10日車 20日車 40日車 10日車 10日車 40日車	
法第24条の5第3項~第5項	実運送体制管理簿に係る通知義務違反	警告	10日車	
法第25条 施行規則第14条第1号 第2号	事業の適確な遂行に係る遵守義務違反 車庫の規模の確保義務違反 1 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険 法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が 社会保険等に未加入(注1)	10日車	20日車	
	① 未加入者1名	警告	10日車	
	② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上	20日車 40日車	40日車 80日車	
	2 1の社会保険等の保険料未納(注2)	20日車	40日車	
	 (注1) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労(注2) 「社会保険等の保険料未納」とは、納付先機関へ保険料が全く 	動者災害補償保険	又は雇用保険のい	ずれかの未加入
第3号	損害賠償の支払能力確保義務違反	20日車	40日車	
法第26条 第1項	公衆の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公衆の利便の阻害	10日車	20日車	
第2項	 事業の健全な発達を阻害する競争 1 営業類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 2 最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額より低い賃金の支払い(注) 	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
	 一部の運転者への支払い 全ての運転者への支払い 	10日車 20日車	20日車 40日車	
	3 その他(別に定められるものを除く。)	警告	10日車	
	(注) 「最低賃金法に基づき国が定めた賃金の最低限度額」とは、地	!域別最低賃金額又	(は特定(産業別)最	低賃金額(両者
第3項	特定荷主に対する不当な差別的取扱い	警告	10日車	
第4項	公衆の利便の阻害行為等の停止命令違反	60日車	局長通達6(1)⑤z	

別表	j	4044		反行為	基準	日車等				
適	用	 条	項	事 項	初違反	再	違	反	備	考
去第27条				事業改善の命令違反	60日車	局長通	通達6	(1)⑤7	りによる	
去第28条第	第1項			名義貸し	局長通達5(1)⑥	 及び6((1)@	による		
去第28条簿	第2項			事業の貸渡し等	局長通達5(1)⑦	 及び6((1)@	による		
去第29条领	第1項			無許可の業務の管理の受委託	60日車	120E	車			
去第30条算	第1項、第	92項		事業の無認可譲渡・譲受、法人の無認可合併分割	20日車	40日3	車			
法第32条				事業の無届出休止・廃止 ① 所在不明事業者であって、相当の期間事業を行っていな いと認められるもの			_			
				② その他	10日車	20日3	車			
法第33条 簿	第1項第	1号		自動車等の使用停止又は事業停止命令違反	局長通達6(1)③	による				
法第34条 算	第1項			自動車検査証返納又は登録番号標領置命令違反	局長通達6(1)③	による				
去第34条領	第3項			返付自動車登録番号標の封印取付け義務違反	10日車	20日3	車			
去第36条0	の2第1項	Ę		貨物軽自動車安全管理者の選任違反 貨物軽自動車安全管理者選任なし	局長通達5(1)⑤	による				
去第36条0 安全規貝				貨物軽自動車安全管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 1 選任(解任)の未届出に係るもの 2 虚偽の届出に係るもの	警告 40日車	10日 80日				
法第36条(安全規則				貨物軽自動車安全管理者の講習受講義務違反	10日車	20日1	車			
去第39条(の2第3項	Ę		地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等に ついて拒んだ場合	60日車	120E	車			
去第39条0	の3第2項	Ę		地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業の ための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120E	車			
去第59条 领	第1項			許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険 法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が 社会保険等に未加入(注)	警告	局長通	通 達6	(1)⑦	こよる	
				 1 未加入者1名 2 未加入者2名 3 未加入者3名以上 	警告 20日車 40日車	10日 40日 80日	車車			
				 3 その他の条件違反 (注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者 			いう。		ずれかの	未加.
去第60条领	第1項			報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告 60日車	10日 120日	· .			
去第60条第 施行邦		4条第1	項第1号	 検査拒否、虚偽の陳述等 運輸開始の未届出	局長通達5(1)⑧. 勧告	レ 及び6 (警告	(1)④	による		
,		第2号		事業の譲渡し、譲受け、法人の合併終了の未届出	勧告	警告				
		第3号 第4号 第5号 第6号		休止事業の再開未届出 法第8条第2項、第22条、第26条第4項、第27条の各命令を実 事業者の氏名、名称、住所の変更の未届出 事業者たる法人の役員、社員の変更の未届出	勧告 勧告 勧告 勧告	警告 警告 警告				
道路運送法	法第83条			有償旅客運送の禁止 ① 道路運送法第4条違反(反復、計画的なものと認められ るもの)	60日車×違反車両数	局長通	査 達6	(1)⑥(こよる	

違	反行為	11111111111111111111111111111111111111	日車等		
	及们不同		1	備	考
適用条項	事 項	初違反	再違反	νm	~
	② 道路運送法第83条違反(臨時、偶発的なものと認められるもの)	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	(
道路運送法第84条	運送命令の違反	60日車	局長通達6(1)⑤=	Fによる	
道路運送法第95条 道路運送法施行規則第65条	自動車に関する表示義務違反	警告	10日車		